

東日本大震災からの復興の加速化に向けた 政治のリーダーシップを求める

2012年12月25日
公益社団法人 経済同友会

I. はじめに

東日本大震災の発生から、約1年9カ月が経過した。この間、行政をはじめ、地元商工業や農水産業などの民間企業、更にはNPOなどの多くの方々が、それぞれの立場から復旧・復興に向けて尽力をされてきた。これらの取組みに対し、改めて敬意を表したい。

しかし、それらの努力にも拘わらず、被災地を訪問して目の当りにする風景や関係者の話から感じることは、復旧・復興が、いまだ緒に就いたばかりであり、将来への展望に繋がる着実な動きには、程遠いという現実である。また、徐々に復興に向けて進み始めた地域がある一方、遅々として進んでいない地域も存在するなど、復興の進捗状況は“斑模様”でもある。

少子・高齢化やグローバル化など、我が国の経済的、社会的構造が大きく変化しつつある中、従来型の社会システムを前提とした復興政策や復興事業では、その成果に自ずと限界があることは明らかである。加えて、千年に一度とも言われる大災害であったことに鑑みれば、必要な復興施策は平時の法体系や慣習を前提としたものではなく、前例に捉われない有事的な発想で取組まなければならない。

今般の衆議院議員総選挙により、国民の期待を受けた新たな政権が発足した。新政権には、被災地の創造的、自立的復興を総合的に支援するため、国が主体的かつ強力なリーダーシップを発揮することを期待する。

経済同友会では、発災以降、全国の経済同友会と共同で被災地を継続的に訪問し、ヒアリング・意見交換を重ねてきた。新政権には、改めて被災地の声に真摯に耳を傾け、その声を実現するための体制を一刻も早く再構築し、震災復興及び福島再生を加速させることを強く望むとともに、我々も“この震災を風化させない”という意識を改めて強くしなければならない。

II. 意見

- 復興の迅速な推進組織として期待された復興庁は、内閣総理大臣を長とし¹、内閣の直属の組織として設置され、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針の企画及び立案並びに総合調整を担うとともに²、法的にも強力な権限をもっている。
- しかしながら、他省庁との調整業務が主となり、本来、果たすべき復興事業の推進主体としての機能を十分に全うしているとは言い難い。
- 復興庁は、改めて、今回の災害が前例のないものであることを認識し、復興事業の主体的な推進役として付与された権限を最大限発揮すべきである。

1. 復興庁の権限強化：政治は強力なリーダーシップの発揮を

① 復興庁の権限の強化・集中化を

- ・ 復興大臣には、副総理級を任命するとともに、復興庁設置法第8条を見直し、復興庁の長としての総理の権限の一部を移管する等、復興に対する政府としての取組み姿勢を明確にすることにより、各省庁に対しても強力なリーダーシップを発揮できる環境を整備すべきである。
- ・ また、復旧・復興に関する企画・立案並びに総合調整を行う従来からの機能に加えて、復興関連予算を一括管理し、各省および各省に跨る予算の執行権限・監督権限を含めた法的な権限を復興庁に付与すべきである。

② 復興庁は、被災地へ移転すべき

- ・ 復興の加速には、被災地の実情を熟知する必要があり、被災地から距離的、心理的に大きな隔たりがある東京霞が関の立地を改め、被災地と一刻も早く復興を進めるという姿勢を明確にするためにも、復興庁は被災地に移転すべきである。

③ 復興予算の見える化を

- ・ 今般の震災復興予算の財源確保のため、復興特別所得税を設け、国民各層に広く追加的な税負担を強いている以上、その予算の執行に際しては、徹底した説明責任が求められる。
- ・ そのため、復興庁に対し、復興事業によって達成を見込む雇用者数の増加やまちづくりの進捗等について工程表を策定するとともに、国民がその進捗状況を確認できる仕組みの導入を求める。

¹ 復興庁設置法第6条（復興庁の長）参照

² 復興庁設置法第4条（所掌事務）参照

2. 復興計画の拡充：広域的な視点による復興ビジョンの策定を

① 県や市町村等の行政単位を超えた復興ビジョンを策定すべき

- ・ 被災市町村は、震災発生後、住民との対話を通じて、将来ビジョンや復興計画の策定を進めてきた。
- ・ しかしながら、復興計画の中には、今後、急速に進む少子・高齢化等、必ずしも我が国の社会構造の変容を見据えた計画となっていないものも見受けられるとともに、現行行政区域を前提としたものに止まっているものも少なくない。
- ・ そのため、将来的には、各市町村間の計画の効率化や調整業務の迅速化を促進させるために、近接する市町村を対象に広域の「復興行政特区」を設定し、併せて権限移譲を図ることも検討すべきである。

② 計画内容の集約化・効率化を

- ・ 近隣市町村においては、類似した施設計画も散見される。次世代の財政的負担の軽減を図るためにも、県や市町村といった既存の行政の区画を越えた取り組みとともに、これら重複施設や事業の精査を行い、広域的な視点から計画内容の集約化・効率化を図るべきである。
- ・ また、このような検討を促進するため、復興庁が積極的に各自治体に対して広域連携による協議、調整を促すとともに、補助金の割り増しや制度優遇等のインセンティブを与えることが望ましい。

Ⅲ. ヒアリングを通じた政策提言

1. 産業再生の加速：継続的な産業支援による生業の再生へ

- ・ 住宅や家財などの財産を失った被災者に対しては、仮設住宅などの応急的な住宅の確保が図られている一方、生業のための産業や地域経済の再生の遅れが目立っている。
- ・ グループ補助金等の支援制度により事業を再開した企業も多く出始めたものの、風評被害の払拭や一度逸した取引先との再開には課題も大きい。

① グループ補助金は、継続的に予算化を

- ・ 地域経済の基盤を担う中小企業を中心に民間企業の再生に効果的な役割を担ってきたグループ補助金は、引き続き、予算措置を講じるべきである。
- ・ なお、事務手続きの簡素化については、既に政府より通達が出されているが、今後は、実際に被災者の視点に立った使い勝手の改善を図る

とともに、その改善を真に有効的なものにするためにも、申請事務に対するサポート体制の構築を望む。

②新たな家屋や設備もグループ補助金の対象に

- ・ グループ補助金については、地域の創造的な復興や競争力の強化を支援するためにも、単に設備や建屋の“復旧”に限定するのではなく、地域の発展に寄与する新たな技術や設備の導入などにも運用対象を拡大すべきである。

③規制緩和によるベンチャー企業の育成を

- ・ 被災地の将来を考えれば、上記施策による既存の産業再生とともに、新規ベンチャー企業の育成も積極的に進める必要があり、復興特区制度の活用による規制緩和や税制上の優遇措置の拡大を求める。

④国内外の公的機関を被災地へ

- ・ 復興庁の移転と併せて、国際的な研究施設等、被災地の復興のシンボルとなる国内外の公的機関の被災地への誘致を積極的に推進すべきである。

2. 円滑かつ迅速な震災復興事業の遂行に向けて

- ・ 交通インフラや仮設住宅などの施設整備により、復旧は徐々にではあるが進捗してきた。今後は、各自治体が策定した復興計画に基づき、具体的な復興事業が本格的に稼働し始める実施段階に、可及的速やかに移行しなければならない。

①復興に伴う事業発注に際しては、柔軟な基準運用を

- ・ 現状、大規模な震災復興事業が集中的に発注されているため、被災地では、資材や人件費の高騰、専門職の不足、作業員宿舎の逼迫等の事態を招いている。
- ・ そこで、震災復興関連工事のスムーズな発注・施工を促進させるため、工事発注時における資材や人件費等の単価については、積算基準等の柔軟な運用を行うとともに、宿舎建設のための土地提供者に対しては、税制面での優遇等の支援策を検討すべきである。

3. 街づくりの推進：人づくりの視点に立った街づくりの支援強化

- ・ 仮設住宅など、ハード面での住環境整備は、進みつつあるものの、避難生活の長期化により、コミュニティーの崩壊、住民における精神的なふさぎ込みや子供の学力低下等の課題が発生している。
- ・ 今後は、人々の自立を促すソフト面を中心としたネットワークの強化や地域コミュニティーの活性化を一層図る必要があるが、現状ではこれらへの支援は十分とは言えない。
- ・ 一方、被災地では、多くのボランティアやコミュニティー支援組織等のNPOが被災地ニーズに機動的に対応した支援活動を行い、改めて公民連携による支援の重要性が浮かび上がった。
- ・ 今般の震災からの教訓として、災害時のセイフティーネットの視点からも、こうした取り組みが不可欠と言える。

①NPO等の民間支援組織に対する財政的な支援を

- ・ 今後とも、NPOによる長期的かつ継続的な草の根の地域活動が必要であるが、現実には、これら組織活動に対しては、殆ど公的な支援もなく、震災直後から比べると活動が遞減傾向にある。
- ・ そのため、人を中心としたソフト的な社会システムに対する支援の強化を図ることが不可欠であり、NPOなどの公益的な組織に対しても財政的支援の強化を求める。

②街づくりに民間のノウハウの活用を

- ・ 今後のまちづくりにおいては、ハード面のみならず、住民の生活を考えたエリアマネジメントを含めたソフト面を充実させることが肝要であり、まちづくりに経験、知見のある民間企業の参加を促進すべきである。

③被災地への医療関係の人材誘致策を

- ・ 被災地において、病院施設等の倒壊により、医療関係者が県外に転出しているなど、医療関係者が不足している地域がある。
- ・ このような問題の対策として、例えば、学校修了後に一定期間を被災地で勤務する人に対する学費還付等の新たな仕組みを創設することも考えられる。

4. 原発問題：福島再生に向けて

- ・ 福島第一原子力発電所事故は、早期に収束させなくてはならない我が国の極めて重要な課題となっているが、膨大な除染作業や災害廃棄物処理施設

の立地場所が決定出来ていないなど、問題解決のための課題が山積している。

- ・ 一方、被災者や被災自治体においても、様々な思いがあり、国も問題解決のための確固たる方向性が打ち出せない状況が続いている。
- ・ しかしながら、著しい現状の人口流出を食い止めるとともに、一刻も早く問題を解決し、震災復興を加速させるためには、速やかに福島再生に向けたロードマップを作成する必要がある。そのため、被災地の事情を踏まえつつも、国として英断を持って福島の復興の方針を示す必要がある。

①原発問題に対しては、国が責任を持って関与すべき

- ・ 除染問題と補償問題は表裏一体であり、国が一体的に責任をもって解決に取り組むべき課題である。そのため、例えば、国が直接土地買収を行うなど、主体的に関与すべきである。
- ・ そして、円滑に除染が完了した地域においては、将来の街づくり計画を策定した上で、再び帰還を希望する者には土地の払い下げを行うことも考えられる。

②除染処理対象地域の明確化を

- ・ 除染作業については、その膨大な作業量から、作業完了時期が見えない状況となっている。効果的かつ迅速な除染作業を進めるため、放射線量の状況を踏まえ、除染対象地域の明確な線引きを実施し、除染処理の対象地域のメリハリをつけることが必要である。

③浜通りにおいては、広域行政単位への見直しを

- ・ 現在、放射能汚染問題により避難を余儀なくされている福島県浜通りの町村においては、仮の街構想が論じられている。しかし、街づくりや住民サービスなどの多くの点で、受入れ側の市町村にも課題が散見されている。
- ・ そのため、将来的には、被災町村の市町村合併も視野に入れた浜通りにおける広域的な行政単位への見直しも検討すべきである。

④風評被害対策として大規模な安全キャンペーンの実施を

- ・ 食品等の放射能汚染問題については、既に生産地において米の全袋検査等、農水産物の出荷時の検査体制が確立されている。世界的にも厳しい安全基準に基づいた出荷がなされている現実を踏まえて、国としても、国内外に向けた大規模な PR に取り組み、安全性を強く訴えるべきである。

IV. おわりに ～我々の使命として～

- この国難の解決には、政治の強力なリーダーシップが不可欠であるとともに、国民一人ひとりによる支援活動が極めて重要である。被災地では、風評被害とともに震災の風化を懸念する声大きい。間もなく震災発生から 2 年を迎えるこの時期に、改めて震災の記憶を我々自身も思い起こす必要がある。

1. 継続的な企業への啓発活動と企業活動を通じた貢献を

- ・ 経済同友会としても、全国の経済同友会の仲間とともに、政策提言のみならず、主に専門高校を中心とした IPPO IPPO NIPPON プロジェクトや東北未来創造イニシアティブをはじめとする支援活動を行っている。
- ・ 被災地の状況は刻々と変化していることも踏まえ、今後は、経営者や企業への啓発活動とともに、CSR 活動に限らず、企業活動を通じて出来ることについても取り組んでいく。

2. 震災学習の促進により被災地の交流人口の増加を

- ・ 既に、我が国では、戦争体験の継承を目的に、長く沖縄、広島、長崎を訪問する平和学習が続けられてきた。今般、未曾有の震災を受け、将来を担う子供たちに対して、震災体験や復興の現状を伝えていく「震災学習」も重要な課題である。
- ・ こうした動きが被災地の交流人口の増加につながり、被災地の活性化の一助となるため、被災地での学校による震災学習や民間企業における防災研修を促進していく。

以 上

震災復興委員会

2012年12月25日現在

(敬称略)

委員長

木村 恵 司 (三菱地所 取締役会長)

副委員長

石川 洋 (鹿島建設 取締役兼専務執行役員)

泉谷 直木 (アサヒグループホールディングス 取締役社長兼COO)

加納 望 (富士石油 常務取締役)

木川 眞 (ヤマトホールディングス 取締役社長)

高萩 光紀 (JXホールディングス 相談役)

松本 順 (みちのりホールディングス 取締役社長)

委員

荒尾 泰則 (新日本有限責任監査法人 副理事長)

有馬 利男 (富士ゼロックス 相談役特別顧問)

井上 智治 (井上ビジネスコンサルタンツ 代表取締役)

入江 仁之 (シスコシステムズ 専務執行役員)

宇治 則孝 (日本電信電話 顧問)

江頭 敏明 (三井住友海上火災保険 取締役会長)

江幡 真史 (セディナ 取締役副会長)

遠藤 勝裕 (日本学生支援機構 理事長)

大岡 哲 (リョービ 社外取締役)

大川 澄人 (全日本空輸 常勤監査役)

大多和 巖 (SMBC日興証券 顧問)

岡本 潮 (東急不動産 取締役副社長執行役員)

小野 俊彦 (日新製鋼 相談役)

小野寺 純子 (GKデザイン機構 取締役事務長)

小幡 尚孝 (三菱UFJリース 相談役)

片山泰祥 (日本電信電話 取締役副社長)
金澤 薫 (スカパーJSAT 顧問)
釜井節生 (電通国際情報サービス 取締役社長)
北野貴裕 (北野建設 取締役会長兼社長)
木村 宏 (日本たばこ産業 取締役会長)
久保信一 (日本情報通信 顧問)
久保田陽彦 (豊島屋 取締役社長)
高坂節三 (日本漢字能力検定協会 理事長)
小崎哲資 (常和ホールディングス 取締役社長)
古宮正章 (日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)
佐藤和男 (三井不動産 社友)
佐藤博之 (ダイビル 相談役)
下村満子 (東京顕微鏡院 特別顧問)
鈴木登夫 (日立物流 代表執行役社長兼取締役)
須田征男 (東鉄工業 相談役)
曾谷 太 (ソマール 取締役社長)
高木邦格 (国際医療福祉大学 理事長)
高島征二 (協和エクシオ 相談役)
高野由美子 (オリエンタルランド 取締役常務執行役員)
滝 哲郎 (大星ビル管理 取締役社長)
田久保善彦 (グロービス経営大学院大学 常務理事)
多田雅之 (アルファパーチェス 取締役社長兼CEO)
伊達美和子 (森トラスト 専務取締役)
近浪弘武 (日本コンベンションサービス 取締役社長)
寺澤則忠 (ジャパンリアルエステイト投資法人 執行役員)
並木昭憲 (MS&Consulting 取締役社長)
成川哲夫 (新日鉄興和不動産 取締役社長)

西川 久仁子	(ファーストスター・ヘルスケア 取締役社長)
野田 智義	(アイ・エス・エル 理事長)
野田 由美子	(プライウォーターハウス・パース パートナー, PPP・インフラ部門アジア太平洋地区代表)
橋口 誠之	(鉄建建設 取締役社長)
橋本 圭一郎	(首都高速道路 前取締役会長兼社長)
濱岡 洋一郎	(NSホールディングス 取締役社長)
平野 哲行	(平野デザイン設計 取締役社長)
廣岡 哲也	(フージャースコーポレーション 代表取締役)
深堀 哲也	(レーサム 取締役会長)
藤田 讓	(朝日生命保険 最高顧問)
古川 紘一	(森永乳業 取締役相談役)
古橋 和好	(感動創造研究所 エグゼクティブ フェロー)
前田 靖治	(前田建設工業 取締役相談役)
松尾 時雄	(旭硝子 執行役員)
宮内 淑子	(ワイ・ネット 取締役社長)
森 浩生	(森ビル 取締役専務執行役員)
安淵 聖司	(日本GE 取締役 GEキャピタル社長兼CEO)
山下 俊史	(日本生活協同組合連合会 顧問)
山梨 広一	(マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン ディレクター)
山本 隆幸	(山本隆幸法律事務所 所長 弁護士)
由利 孝	(テクマトリックス 取締役社長)
吉田 正昭	(ルネサンス 取締役社長執行役員)
吉永 達世	(つばさエンタテインメント 代表取締役)
吉原 每文	(東京鐵鋼 取締役社長)
林原 行雄	(シティグループ・ジャパン・ホールディングス 常任監査役)
各地経済同友会委員	
久慈 竜也	(岩手経済同友会 幹事 / 久慈設計 取締役社長)

鈴木 修 (岩手経済同友会 専務理事・事務局長)
海津 尚夫 (仙台経済同友会 幹事・産業振興委員会副委員長 / 日本政策投資銀行 東北支店長)
齋藤 昭子 (仙台経済同友会 幹事 / みやぎ生活協同組合 理事長)
金田 隆 (仙台経済同友会 事務局長)
高山 隆 (福島経済同友会 事務局長 / とうほう地域総合研究所 常務理事)

以上80名

事務局

菅原 晶子 (経済同友会 企画部 部長)
岡田 忠夫 (経済同友会 企画部 マネジャー)
藤井 大樹 (経済同友会 企画部 マネジャー)